大潟村建設工事等入札制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、村が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント等(以下「建設工事等」と いう。)の請負、又は委託契約に係る競争入札(以下「入札」という。)について必要な事 項を定め、入札制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(資格審查)

- 第2条 村長は、入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)について、別表1に掲げ る建設業者及び建設コンサルタント等の種類(以下「工種」という。) ごとに入札資格の審 査(以下「資格審査」という。)を行うものとする。
 - 2 資格審査は、2年に1回定期の資格審査を行うものとし、必要に応じては追加の資格審査 を行うものとする。

(資格審査の項目)

- 第3条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 客観的事項(経営事項審査の審査項目)
 - (イ)経営規模
 - ・工事種類別年間平均完成工事高・自己資本額
 - (口) 経営状況
 - 純支払利息比率・負債回転期間・総資本売上総利益立・売上高形状利益率
 - ・自己資本対固定資産比率・自己資本比率・営業キャッシュ・フローの額
 - ・利益剰余金の額
 - (ハ) 技術力
 - 建設業の種類別の技術職員数
 - (二) その他の審査項目
 - ・労働福祉の状況・営業年数・防災協定締結の有無
 - ・法令遵守の状況・経理に関する状況・平均研究開発費の額
 - (2) 主観的事項
 - (イ) 有資格技術者の保有状況 (ホ) 納税の状況

- (ロ) 施工実績
- (へ) 指名停止の状況
- (ハ) 自己資本額
- (卜) 営業内容

(二) 工事成績

- (チ) 工種別の技術職員数
- (リ) 国際規格ISO認証取得の状況(ヌ) 社会的要請への対応の状況
- (ル) 新分野進出の状況
- (ヲ) 地域貢献活動の実施状況
- 2 前項に規定する建設工事以外の資格審査項目は、別に定めるものとする。
- 3 資格審査については、客観的事項及び主観的事項を総合的に評価するものとする。

(資格審査の申請)

- 第4条 村長は、申請者に対し大潟村建設工事等入札参加資格申請書(以下「申請書」という。) を提出させるものとする。
 - 2 申請書の提出期限は、村長が指定する隔年の2月末までとし、その部数は1部とする。 ただし、村長が特別に認めた場合はその限りとしない。

(等級格付)

- 第5条 村長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者について、等級格付をし、建設業者等級格付名簿(以下「名簿」という。)に登載するものとする。
 - ただし、等級の格付けは、秋田県で格付けしたものを参考とすることができる。
 - 2 等級格付は、第3条の規定による審査の結果得られた総合評価等に基づき等級を格付けするものとする。
 - 3 名簿の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日まで とする。

(資格審査結果の通知)

第6条 村長は、資格審査の結果を申請者に通知するものとする。ただし、資格審査の結果を大潟 村ホームページに掲載する場合は通知を省略できるものとする。

(格付の継承)

- 第7条 村長は、第5条の規定により等級格付された者(以下「格付業者」という。)の営業を実質的に継承した者等について、当該格付の継承を認めることができるものとする。
 - 2 等級格付の継承について必要な事項は別に定める。

(合併等の資格審査)

- 第7条の2 村長は、等級格付を有する法人等の合併等により新たに設立された会社等(建設業の許可を受けている者に限る)については、第2条第2項の規定により、資格審査を行うことができるものとする。
 - 2 前項の者に係る資格審査については格付業者同士の申請により、随時行うことができるものとする。

(変更の届出)

- 第8条 村長は、格付業者に次の事項について変更があった場合及び格付業者が建設業を廃業した場合には、すみやかに届出させるものとする。
 - (イ) 商号又は名称
 - (ロ) 法人の代表者又は個人事業主の氏名
 - (ハ) 契約等を委任されている者の氏名

- (二) 住所又は所在地
- (ホ) 電話番号

(格付の取消し等)

- 第9条 村長は、格付業者のうち、次の各号の一に該当する者については、格付を取消しするものとする。
 - (1) 建設業の許可を失った者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
 - (3) 格付の取消の申し出があった者
 - 2 村長は、次の各号の一に該当する者について、格付の取消し又は格付の変更を行うことが できるものとする。
 - (1) 虚偽の申請等を行った者
 - (2) 虚偽の申請等に協力した者

(資格審査委員会の設置)

第10条 資格審査及び等級格付について審議するため、建設業者等資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置く。

(資格審査委員会の構成)

- 第11条 資格審査委員会は、委員長1名及び委員4名をもって構成する。
 - 2 委員長は、副村長をもって充てる。
 - 3 委員は、総務企画課長、税務会計課長、住民生活課長、産業建設課長をもって充てる。

(委員長)

- 第12条 委員長は、会務を総理する。
 - 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が その職務を代行する。

(資格審査委員会の会議)

- 第13条 資格審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 2 資格審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(指名の基準)

第14条 指名競争入札を実施する場合においては、契約担当者は別表 1 (2) 及び別表 2 の左欄に掲げる種類の格付工種を受けた者のうちから指名するものとする。

2 契約担当者は、入札に付する建設工事等の請負対応額に対応する別表3及び別表3-1の 等級別発注標準表の等級に格付された者のうちから、別表4に定める指名数を指名するもの とする。

ただし、特別な技術を要する工事を施工する場合、又は工事の種類、内容、若しくは、地域の格付業者の能力等を勘案し、これにより難いと認められる場合はこの限りでない。なお、この場合にあっては、適正な競争性の確保を図るものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、入札に付する建設工事等の請 負対応額に対応する等級に格付された者以外の等級に格付された者のうちから指名すること ができる。
 - (1) 災害等により緊急を要する工事
 - (2) 特別の施設又は技術を要する工事
 - (3) 関連工事、附帯工事又は補修工事で、当該施設を施工した者に請け負わせることが適当と認められる工事
 - (4) 入札に付する建設工事等の請負対応額に対する等級に格付された者の数が極めて少ない場合
 - (5) 入札に付する各種委託事業(建設コンサルタント等を除く。)・物品の購入・印刷契約等の発注に類する場合
- 4 指名においては、次の事項に留意しなければならない。
 - (イ) 建設業許可の状況
 - (口) 信用度
 - (ハ) 工事成績
 - (二) 手持工事の状況
 - (ホ) 当該工事の地理的条件
 - (へ) 技術者の状況
 - (ト) 当該工事施工についての技術的適性
 - (チ)機械器具の保有状況等
 - (リ) 安全管理の状況
 - (ヌ) 労働福祉の状況
 - (ル) その他

(入札参加資格の基準)

第14条の2 条件付き一般競争入札を実施する場合における入札参加資格については、前条の基準 に準じて要件を設定するものとする。

(高度な技術を要する入札)

第15条 大規模構造物等で高度な技術を要する工事等については、別に定める入札方法によること

ができる。

(入札審査会)

- 第16条 業者の選定等について審議するため、入札審査会を置く。
 - 2 入札審査会は、次の事項を審議するものとする。
 - (1) 入札に参加させる者及び随意契約の相手方の選定
 - (2) 条件付き一般競争入札における入札参加資格の設定
 - (3) その他建設工事等の執行について必要と認める事項
 - 3 入札審査会には、会長に副村長をもって充て、委員には資格審査委員会の構成メンバーをもって充て、第12条及び第13条の規定を準用する。

(指名停止)

第17条 村長は、格付業者が別に定める「大潟村建設工事等入札参加者指名停止基準」に該当する場合は、入札審査会の審議を経て、当該業者に対し一定の期間を定めて指名を停止することができる。

(庶 務)

第18条 資格審査委員会の庶務は、産業建設課において行うものとし、入札審査会の庶務は工事担当課所において行うものとする。

(毎年度の発注見通しの公表)

- 第19条 村長は、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等(秘密にする必要があるもの及び予定価格が130万円を超えないと見込まれるものを除く。)に係る次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表(様式第1号)するものとする。
 - (1) 公表事項
 - ア 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
 - イ 入札及び契約の方法
 - ウ 入札を行う時期(随意契約の場合にあっては、契約を締結する時期)
 - (2) 公表時期
 - ア 毎年度2回
 - イ 4月1日以後遅滞なく公表
 - ウ 10月1日を目途として、当該事項に変更ある場合には、変更後の当該事項を公表
 - (3) 公表方法

総務企画課においての閲覧方式、大潟村のホームページにより公表するものとする。

(4) 公表の期間

当該年度の3月31日まで(ただし閲覧台帳による公表にあっては土曜日・日曜日・ 祝日及び12月31日から翌年1月5日までを除く。)

(入札結果等の公表)

- 第20条 村長は、建設工事等(秘密にする必要があるもの及び予定価格が130万円を超えないと 見込まれるものを除く。)の契約を締結したときは、当該建設工事ごとに、次の各号に掲げ る事項(様式第2号)を公表するものとする。
 - (1) 公表事項
 - ア 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - イ 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - ウ 指名競争入札を行った場合の選定理由
 - エ 最低の価格をもって入札した者を落札者とせず他の者のうち最低の価格を落札者と した場合におけるその者を落札者とした理由
 - オ 最低制限価格を設け最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず最低制限価格 以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とした 場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称
 - 力 予定価格
 - キ 随意契約を行った場合における契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ク 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
 - ケ 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - コ 契約金額
 - サ 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
 - (2) 公表時期 契約締結後遅滞なく
 - (3) 公表方法

総務企画課において閲覧方式、大潟村のホームページ及び広報等により公表するものと する。

- (4)公表の期間 公表をした日の翌日から起算して1年間が経過する日まで(ただし、閲覧 台帳による公表にあっては、 土曜日・日曜日・祝日及び12月31日から翌年1月5日まで を除く。)
- 2 村長は、前項の建設工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第2号クからコまでに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

(談合情報)

第21条 談合情報を得た場合における具体的な措置は、「大潟村談合情報対応マニュアル」に基づき行うものとする。

(議会等への情報提供)

第22条 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するために、議会及び監査委員に対

し、入札結果等を報告するものとする。

(苦情処理)

第23条 入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札及び契約 の過程及び結果についての苦情に対して適切に説明するものとする。

(入札に関する事務取扱い)

第24条 建設工事等の発注に当たっての入札の事務の取扱い等については、別に定めるものとする。

(委 任)

第25条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 大潟村建設工事参加指名業者選定要領(平成4年5月28日制定)は廃止する。
- 3 平成8年4月16日一部改正
- 4 平成9年4月1日一部改正
- 5 平成12年1月11日一部改正
- 6 平成15年4月1日一部改正
- 7 平成17年4月1日一部改正
- 8 平成18年4月1日一部改正
- 9 平成19年4月1日一部改正
- 10 平成20年10月1日一部改正
- 11 平成27年9月1日一部改正
- 12 令和元年5月1日一部改正
- 13 令和2年10月1日一部改正

別表1 (資格審査を行う工種) (1) 建設業者の各付工種

1	一般土木工事	8	一般塗装工事
2	建築一式工事	9	路面表示工事
3	吹付工事	10	機械器具設置工事
4	電気工事	11	電気通信工事
5	給排水暖冷房衛生設備工事	12	造園工事
6	鋼構造物工事	13	さく井工事
7	ほ装工事	14	水道施設工事

(2) 建設コンサルタント業の格付工種

第1欄(業務の種類)	第2欄(業務の概要)	第3欄(業務の内容)
測量業務	土地の測量(地図の調整及び測量用 写真の撮影を含む。)を行う業務	測量一般、地図の調整、航空 測量
土木 建築 コンサルタント業務	土木に関する工事の設計若しくは土 木に関する調査、企画、立案、若しく は助言を行う業務	河川、砂防及び海岸・カ土木、 道路、鉄道、下水、水道、農土木、 道路、水道、大水、水道、農土、水水道、大水、水道、大水、水道、農土、水水が直水水水が直水水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水
補 償コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得若し くは使用、これに伴う損失の補償又は これらに関する業務	土地調査、土地評価、物件、 機械工作物、営業・特殊補 償、事業損失、補償関連
地質調査業務	地質又は土質について調査、計測、解析、判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務	地質調査
環境調査業務	環境全般について調査、計測、解析、 判定を行う業務	騒音調査、振動調査、大気調 査、日照調査、電波調査、水質 調査、土壌調査

別表2 (格付工種と発注工事種別との対応表)

格付工種	発注工事種別	発 注 工 事 の 例 示	建設業法の工種
	一般土木工事		土木一式工事
	一放上小上争	コンクリートブ・ロック据付工事 土工事 掘削・盛土工事 コンクリート工事 地すべり防止工事 地盤改良工事 道路付属物設置工事	とび・土工
一般土木工事	プ レストレスト コンクリート エ 事	プレストレストコンクリート工事	コンクリート エ 事
	グラウト工事	ボーリンググラウト工事	
	しゅんせつ工事	港湾しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
吹 付 工 事 法面処理工事		モルタル吹付工事、種子吹付工事	とび ・ 土工 コンクリート エ 事
建築一式工事	建築一式工事		建築一式工事
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事	電 気 工 事
給排水暖冷房 衛生設備工事	給排水暖冷房 衛生設備工事	暖冷房設備工事 厨房設備工事 浄化槽工事 給排水給湯設備工事 官內更生工事	管 工 事
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 スノージェット工事 貯蔵用タンク設置工事 防雪柵設置工事	鋼構造物工事
ほ装工事	ほ 装 工 事	アスファルト、コンクリート、ブロックほ装工事	ほ装工事
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事 鋼構造物塗装工事	
路面表示工事	路面表示工事	路面表示工事	塗 装 工 事
機械器具設置工事	機械器具設置工事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊戲施設設置工事 揚排水機器設置工事 給排気機器設置工事	機械器具設置工事
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事 放送機械設置工事	電気通信工事
		植栽工事 景石工事 広場工事 園路工事 公園設備工事	造園工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事	さく井工事
水道施設工事	水道施設工事	取水施設工事 净水施設工事 配水施設工事 下水処理設備工事	水道施設工事

別表3 (等級別発注標準表)

工種 等級	一般土木工事建築一式工事	鋼構造物工事 舗 装 工 事	電 気 工 事給排水暖冷房衛生設備工事一般塗装工事	左記以外の工事
A	500万円以上	500万円以上	500万円以上	金額の区分なし
В	5,000万円未満	3,000万円未満	1,000万円未満	
С	1,000万円未満			•

備考:「D」は軽微な工事に対応することとする

別表3-1 (等級別発注標準表)

工種 等級	建設コンサルタント等
等級表示なし	金額の区分なし

別表4(指名基準表)

請負対応額	指名数
1 億 円 以 上	12名以上
5,000万円以上 1 億 円 未 満	10名以上
3,000万円以上	
5,000万円未満	8 名 以 上
1,000万円以上	6 名 以 上
3,000万円未満	0 74 00 12
1,000万円未満	5 名 以 上